

ＭＢＯや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について

2025年 5 月 28 日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

近年、上場会社において、ＭＢＯや支配株主による完全子会社化など、構造的な利益相反リスクの高いキャッシュアウト等が増加しており、2019年の経産省による「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「公正M&A指針」といいます。）の枠組みがより実効的に機能していくよう、ＭＢＯや支配株主による完全子会社化等に関する企業行動規範の「遵守すべき事項」について、特別委員会における検討の実効性向上を図るとともに、取引条件の公正性を判断するために必要な株式価値算定に関する開示の充実を促す観点から、所要の見直しを行います。

あわせて、上場会社として必要なＩＲ体制の整備を求める見直し等を行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. ＭＢＯ等に関する規範の見直し (1) 少数株主にとって不利益でないことに関する意見の見直し a. 対象行為	・ 上場会社は、ＭＢＯや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定する場合には、意見入手を行うものとします。	※現在は、支配株主等による完全子会社化の場合などを意見入手の対象としておりますが、ＭＢＯやその他の関係会社等による完全子会社化等についても、同様に、構造的な利益相反リスクが存在することを踏まえ、対象を拡大するものです。 ・具体的には、ＭＢＯや支配株主・その他の関係会社等による公開買付けに対して意見表明を行うこと及び支配株主・その他の関係会社等が関連する株式交換等を行うことを決定する場合（上場廃止となることが見込まれる場合に限る。）等を想定しています。

項 目	内 容	備 考
b. 入手先	上場会社は、上記 a. 対象行為に記載の場合には、利害関係を有しない社外取締役、社外監査役、社外有識者で構成される特別委員会から意見入手を行うものとします。	「その他の関係会社」とは、財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社をいいます。 ※現在は、特別委員会に限らず、利害関係を有しない者からの意見入手を求めています。実務の進展も踏まえ、特別委員会での検討及び当該委員会からの意見入手を求めるものです。
c. 意見の内容	- 上場会社は、上記 a. 対象行為に記載の場合には、「一般株主にとって公正であることに関する意見」を入手するとともに、当該意見を開示するものとします。 - 当該意見には、以下に掲げる事項に関する特別委員会の検討及び判断の内容を含めるものとします。 ➤ 上記 a. 対象行為の是非 上記 a. 対象行為が、上場会社の企業価値向上に資するか否か ➤ 取引条件の公正性 買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているか否か ➤ 手続の公正性 取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否か	※最近においても、価格の公正性に懸念があるにも関わらず、一定のプレミアムが付された価格で一般株主に売却機会が与えられることをもって、「不利益でない」と意見する事例があることから、公正 M&A 指針も踏まえ、企業価値の増加分が一般株主に公正に分配されるような取引になっているかという観点から、「公正であること」に関する意見を求めることとします。 - また、現在は、入手した意見の概要について、適時開示資料に記載することを求めています。意見書そのものを適時開示資料の添付資料として、開示することを求めることとします。 ※特別委員会が検討・判断すべき事項について、上場規則上も明確化します。 - 取引条件の公正性については、公開買付者との協議・交渉の過程や、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性、過去の市場株価・同種案件に対するプレミアムの水準の合理性などの観点から、取引条件が公正なものとなっているかについて説明を求めることとします。 - 手続の公正性については、公正 M&A 指針で例示されている公正性担保措置の実施状況に加えて、措置の一部を行わない場合には、その理由や、それについて全体の公正性の観点からどう考えるかについて説明を求めることとします。

項 目	内 容	備 考
(2) 必要かつ十分な開示	・ 上場会社は、その他の関係会社等による完全子会社化等を決定する場合の適時開示についても、必要かつ十分に行うものとします。	ととします。例えば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行わない場合には、取引の安定性等の観点からの検討の内容や、他の措置によって手続の公正さが担保されているかどうかについて説明することが考えられます。 ・ 上記 a. 対象行為に記載されている以外の支配株主との重要な取引に関する意見入手先や内容等には変更ありません。 ※現在は、MBO及び支配株主等による公開買付けに対して意見表明を行う場合などを対象としておりますが、その他の関係会社等による場合についても、構造的な利益相反リスクが存在することを踏まえ、公正性担保措置の実施状況や株式価値算定の概要について、充実した開示を求めるものです。 ・ 具体的には、その他の関係会社等による公開買付けに対して意見表明を行うこと及びその他の関係会社等が関連する株式交換等を行うことを決定する場合（上場廃止となることが見込まれる場合に限ります。）等を想定しています。 ・ あわせて、MBOや支配株主・その他の関係会社等による公開買付けに対して意見表明を行うこと及び支配株主・その他の関係会社等が関連する株式交換等を行うことを決定する場合（上場廃止となることが見込まれる場合に限ります。）に求められる株式価値算定の概要の開示について、財務予測や算定手法の前提となる考え方の記載の拡充を求めることとします。

項 目	内 容	備 考
2. I R体制の整備	・ 上場内国会社は、株主・投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制（I R体制）を整備しなければならないものとします。	・整備すべき体制について、画一的な定めは置かないこととしますが、各社のI R体制の概要（責任者（担当役員等）、I R担当部署・担当者など）やI Rの実施状況（説明会の開催、I R資料のホームページへの掲載など）については、引き続き、コーポレート・ガバナンス報告書において開示を求めることとします。 ・企業行動規範の遵守すべき事項として規定します。これに伴い、望まれる事項として定めている「決算内容に関する補足説明資料の公平な提供」に関する規範は削除します。
3. その他	・ その他所要の改正を行います。	※当取引所では、引き続き、上場会社の企業規模や株主構成など自社の目的・実情に応じたI R活動の充実に向けた取り組みを支援してまいります。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2025 年 7 月を目途に実施します。
- ・ 1. に関しては、施行日以後にMBOや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を決定するものから適用します。

以 上